

## 一般的名称を記載する処方箋について

当院では、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方しております。これにより、患者さんは有効成分が同一の医薬品が複数あれば先発医薬品、後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご自身で選ぶことができます。

メーカーの業務停止や流通悪化などの影響により、一部の医薬品の供給が不足する場合があります。

その際、医薬品の供給状況によっては調剤薬局において、

○同一成分・同一薬効の医薬品への変更

○処方日数の変更 など

を行う必要が生じる場合があります。

なお令和6年10月より、**後発医薬品(ジェネリック医薬品)**があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合は

○後発品との差額の4分の1相当が医療保険外として患者さんの自己負担となる場合があります。

○先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、上記の料金は必要ありません。

ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

**ご不明な点やご心配なことなどがありましたら  
お気軽に薬剤師にご相談ください**

伊賀市立上野総合市民病院